

青森県・函館観光キャンペーンガイドブック制作業務 仕様書

1. 目的

青森県及び北海道道南地域を対象エリアとして、ＪＲ東日本等と連携して令和７年１２月から令和８年３月に実施する「青森県・函館観光キャンペーン（以下、「キャンペーン」という）」期間を中心として、青森県及び北海道道南地域への誘客促進及び認知度向上を図るため、両地域の観光地の魅力を訴求する観光ガイドブックを制作・配布することで、幅広くプロモーションを実施するものである。

2. 業務名

青森県・函館観光キャンペーンガイドブック制作業務

3. 業務内容

（１）キャンペーンガイドブックの制作

- ① 制作部数 ２５万部（ＪＲのロゴ入りとする）
- ② 発行時期 令和７年９月末
- ③ 規格 Ａ４、フルカラー、１６ページ以上
- ④ 内容

ア キャンペーン期間を中心とした青森県及び北海道道南の両地域を周遊する旅の良さを伝える内容とすること。

イ 主要な配置先において、他地域のガイドブック等競合冊子の中で選ばれ持ち帰られる内容とすること。

ウ 各自治体等から提供される青森県及び北海道道南地域の冬の観光素材について、６つのテーマ（アクティビティ、絶景、ライトアップ、冬に楽しむ定番、祭りと文化を深く知る、ほろ酔い）のいずれかに県内４０市町村の情報を盛り込み、冬季の来訪意欲を呼び起こすために効果的な情報を掲載すること。なお、各テーマにつき、北海道道南地域のコンテンツを１つ以上含めるものとする。

エ 掲載する観光素材や情報、画像データは、決定業者が収集すること。

オ 本ガイドブックの制作に必要な画像データの収集と掲載に係る著作権等の調整は、決定業者が行うこと。

カ 本ガイドブックに掲載する情報は、「青森県観光情報サイトAmazingAOMORI」において、画像等、著作物の二次使用を可能とすること。

また、同サイトにおいて本ガイドブックをダウンロードできるようデータをＰＤＦファイルにするとともに、同サイトで閲覧が可能となるように電子書籍化し、ＣＤ化した上で青森県観光国際交流機構に納品すること。

キ 掲載する情報の電話番号及び内容の真偽に係る最終確認は決定業者が直接確認すること。

なお、詳細な内容については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

(2) ガイドブックの配送

- ① 首都圏及び北海道道南地域を中心とした県内外のJR各駅、旅行エージェント、県内観光案内所、宿泊施設及び観光関連施設等、約400箇所（約1,000個）に配送すること。
- ② 発送先については、契約締結後、発注者が提供する発送リストに基づき行うこと。
- ③ ガイドブックの配送は令和7年9月30日（火）までに行うこと。

(3) 観光素材の収集

- ① キャンペーン期間を中心とした青森県及び北海道道南地域の冬の観光素材について、観光素材や情報、画像データを収集すること。（新規・既存コンテンツ各300件程度を想定）なお、詳細な内容は発注者と協議のうえ、決定すること。
- ② 素材の収集先については、青森県内の40市町村、5DMO及び観光事業者（100件程度）並びに、北海道渡島総合振興局、函館市、北斗市、木古内町、七飯町に行うこと。
- ③ 素材の収集に関わる調整、肖像権及び著作権についての必要な手続きは全て決定業者が行うこと。
- ④ 収集した素材は、契約締結後、発注者が提供するフォーマットを用いて、青森県観光国際交流機構へ納入すること。
- ⑤ 本観光素材や情報、画像データは「青森県観光情報サイトAmazingAOMORI」、SNSのほか、駅や車両内における広報物での二次使用を可能とするよう調整すること。

4. その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて打合せを行うなど、発注者と十分な連絡調整を図りながら行うこと。また、予め業務のスケジュールを設定して事業を実施すること。
- (2) 本業務の詳細については発注者と協議の上決定し、進捗状況をその都度報告するとともに、業務完了後は速やかに実施した業務の内容を記載した報告書を提出すること。
- (3) 納入物に関する著作権は、発注者に帰属するものとする。なお、一部についてはその限りではない。
- (4) 3(1)に定める印刷物のデザインを発注者が広報物等に使用する場合には、無償で利用できるものとする。
- (5) 本業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等の各種権利に関する紛争が生じないよう、受注者が責任を持って調整すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定するものとする。